

議案第 23 号

渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部
を改正する条例

渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例（平成 25 年渋川市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

（2） 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（住宅以外の部分を有しないものに限る。） 次に掲げる額の合算額

ア 住棟内の住戸の数が別表第 1 の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

イ 共用部分の床面積の合計が別表第 2 の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額

第 2 条第 1 項第 3 号中「共同住宅」を「共同住宅等」に改め、同号ア中「住宅」を「住宅の部分」に改め、同号ウ中「住宅及び建築物」を「住宅以外の部分」に改め、「33,000 円に、」及び「を加えた額」を削り、同項第 4 号中「が共同住宅」を「が共同住宅等」に改め、同号ア中「住戸の低炭素建築物新築等計画」を「住宅の部分の低炭素建築物新築等計画」に、「当該申請に係る住戸の数が別表第 1 の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる」を「第 2 号に規定する」に改め、同号イ中「住宅の部分の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物にあつては（ア）及び（ウ）に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては」を削り、同号ウを次のように改める。

ウ 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅以外の部分の床面積の合計が別表第 3 の左欄に掲げる床

面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）について、同項の規定による認定又は法第55条第1項の規定による変更の認定（以下「認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（住宅以外の部分を有しないものに限る。） 次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>ア 住棟内の住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額</u></p> <p><u>イ 共用部分の床面積の合計が別表第2の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額</u></p>	<p>（手数料の額）</p> <p>第2条 法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）について、同項の規定による認定又は法第55条第1項の規定による変更の認定（以下「認定」という。）の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）（住宅以外の部分を有しないものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</u></p> <p><u>ア 住戸の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額</u></p> <p><u>イ 住棟の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 基準一次エネルギー消費量について建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）第2の2-2（2）ロに定める方法により算出した共同住宅（以下「共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅」という。）にあつては（ア）に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>（ア） 住棟内の住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額</u></p> <p><u>（イ） 共用部分の床面積の合計が別表第2の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額</u></p> <p><u>ウ 住戸及び住棟の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅にあつては（ア）に掲げる額、それ以外の共同住宅にあつては次に掲げる額の合算額</u></p> <p><u>（ア） 住棟内の住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額</u></p>

(3) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物（住宅の部分が共同住宅等以外の住宅であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 33,000円

イ (略)

ウ 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 _____住宅以外の部分の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額 _____

(4) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物（住宅の部分が共同住宅等であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 第2号に規定する _____額

イ 建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 _____

次に掲げる額の合算額

(ア)～(ウ) (略)

ウ 住宅以外の部分の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅以外の部分の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(5) (略)

2 (略)

(イ) 共用部分の床面積の合計が別表第2の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額

(3) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物（住宅の部分が共同住宅以外の住宅であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 33,000円

イ (略)

ウ 住宅及び建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 33,000円に、住宅以外の部分の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額を加えた額

(4) 住宅の部分と住宅以外の部分とを有する建築物（住宅の部分が共同住宅であるものに限る。） 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住戸の低炭素建築物新築等計画 _____について認定の申請をする場合 当該申請に係る住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

イ 建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅の部分が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物にあつては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては次に掲げる額の合算額

(ア)～(ウ) (略)

ウ 住戸及び建築物の低炭素建築物新築等計画について認定の申請をする場合 住宅の部分が共用部の一次エネルギー消費量を算出しない共同住宅である建築物にあつては(ア)及び(ウ)に掲げる額の合算額、それ以外の建築物にあつては次に掲げる額の合算額

(ア) 建築物内の住戸の数が別表第1の左欄に掲げる戸数の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(イ) 住戸の用のみに供される共用部分の床面積の合計が別表第2の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、同表の中欄に掲げる額

(ウ) 住宅以外の部分の床面積の合計が別表第3の左欄に掲げる床面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる額

(5) (略)

2 (略)